令７－１０肢オ

第１．肢の結論

誤っている

第２．恐喝罪の成立する範囲，正当な債権行使に恐喝罪が成立するか

１．問題の所在

甲は，Ａに対する貸金５万円を取り立てるとともに，Ａから現金を喝取しようと考え，Ａの身体に危害を加える態度を示して，２０万円を要求している。そして，Ａは，甲の行為に畏怖をして，甲に２０万円を交付している。甲は，人である Ａ に対して，反抗抑圧しない程度の脅迫行為（恐喝）を行い，財物の交付をうけている。また，一連認識があるので，故意もある。よって，恐喝罪の構成要件に該当する。もっとも，５万円については権限がある。そこで，恐喝罪がどの範囲になるのか，正当な債権行使に恐喝罪が成立するか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

正当な債権行使でも恐喝罪は，成立し得る。よって，２０万円の範囲で，恐喝罪が成立する。

よって，１５万円の範囲とする肢は誤り。

（２）理由

確かに，５万円について，甲はＡに対して債権を持っている。恐喝はしているものの５万円の範囲については，正当な債権の行使である。

したがって，５万円の範囲については，甲の権利行使の自由を求めるべきであり，この分まで刑事責任を問うことは，自由保障の見地から見て，甲に酷とも思える。

しかし，この結論は不当である。仮に正当な権利行使を理由に刑事責任を問えないとすると，法益保護（個別財産）の保護が不十分になるからである。

すなわち，正当な債権があるしても，恐喝して回収できる権限は債権者にない。社会通念上，民事訴訟などの手段で回収すべきである。恐喝は，適法な手段を無視して取り立てる行為であり，社会通念上問題である。

したがって，正当な権利行使でも恐喝罪が成立すると解するのべ刑法の目的に沿うと解するべきである。条文上も，正当な権利行使について規定はない以上，処罰しても問題ないと考える。

よって，２０万円の範囲で，恐喝罪が成立する。

以上